

別添2

令和7年度旅行者誘客のためのパブリシティ業務委託プロポーザル審査要領

令和7年度旅行者誘客のためのパブリシティ業務を実施するに当たり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画案の審査を下記のとおり実施する。

記

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

令和7年度旅行者誘客のためのパブリシティ業務プロポーザル審査会

(2) 構成人数

審査員の人数は5名とし、鳥取県職員以外の有識者を2名以上含むものとする。

2 審査の進め方

提出された企画書等について、書類審査、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて審査する。

令和7年2月 3日(月) 企画書の提出期限

2月12日(水) プレゼンテーション(審査会)の案内(時間順番等)送付

2月14日(金) プレゼンテーションの実施

3 選定方法

(1) 各審査員の評価点(100点満点)を集計し、その合計点数により順位付けする。

(2) 最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。

(3) 審査の結果、同点の場合は、順位点の方法(各審査委員の評価採点により付けられた順位をそのまま得点とし、その点数の合計の値の少ないほうから提案者の順位をつける方法)により、最も高い順位の者を最優秀提案者として選定する。

4 審査項目

令和7年度旅行者誘客のためのパブリシティ業務委託審査表のとおりとする(5段階評価、項目ごとに比重が異なる。)

令和7年度旅行者誘客のためのパブリシティ業務委託審査表

区分	評価項目及び判断基準	配点
企画内容	媒体の選択は適切か。 ・関西及び中四国圏在住の県外の方々(特に関西圏)に鳥取県の観光情報が適切に伝わる媒体か。 ・仕様書4(2)に記載するテレビ番組の放送全5本のうち、関西での放送(全国ネット可)が3本以上入っているか。 ・旅行者誘客という目的に沿った媒体か。	5点(×4)
	露出の回数・量は適切か。 ・仕様書4(2)(3)に記載された以上の露出が確保されているか。 ・十分な量の露出が確保されているか。	5点(×4)
	露出の内容は適切か。 ・鳥取県内を周遊し、県内での宿泊を促進するような内容の露出となっているか。	5点(×4)
	企画力が優れているか。 ・年間を通じて効果的な露出が図れる提案となっているか。 ・「鳥取砂丘」「大山」など本県の自然を基軸としたイメージ展開を行い、そこから本県全体の観光地のイメージ発信につながる内容か。 ・「食」「温泉」「ニューツーリズム」「蟹取県」「星取県」などの素材を、より際立たせることができる発信となっているか。 ・仕様書4(2)(3)に記載する露出ポイントを反映する企画となっているか ・旅行者誘客という提案目的に沿った企画か。 ・独創性があるか、斬新な発想、話題性が見受けられるか。 ・その他、特に評価すべき優れた点があるか。	5点(×4)
類似業務の実績	・近年類似業務を受託し、優れた実績を上げているか。	5点(×2)
効果測定の方法	・適切な手法となっているか。	5点(×1)
業務遂行体制	・業務を柔軟かつ確実に遂行できる体制となっているか。	5点(×1)
合計		100点

評価項目ごとに各5点満点とし、その評価点に「配点」欄の括弧書きで記載する倍数を乗じたものの合計を各項目の得点とする。各項目の得点を合計した得点(100点満点)を当該審査員の得点とし、各審査員の得点の合計を当該企画書の得点とする。

なお、評価基準は次のとおりとし、原則として絶対評価により評価する。

得点:評価基準	例示(仕様書に要件が定められている場合)
5点:非常に優れている。	仕様書の要件以上の優れた内容となっている。
4点:優れている。	↑
3点:標準的である。	仕様書の要件を満たした内容となっている。
2点:劣る。	↓
1点:非常に劣る。	仕様書の要件を満たしていない。